

## 社会福祉法人とらいふ評議員、理事及び監事の報酬に関する規程

(平成 29 年 6 月 16 日 規程第 40 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人とらいふ定款（以下「定款」という。）第 8 条及び第 21 条の規定により社会福祉法人とらいふ（以下「法人」という。）の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(役員等の報酬等の総額)

第 2 条 定款第 21 条に規定する理事及び監事の報酬等の総額は、50 万円を超えない範囲とする。

(役員等の報酬)

第 3 条 役員等の報酬は、職務執行等の実態に即して支給するものとし、その地位にあることのみによっては支給しない。

2 役員等の報酬は、評議員会又は理事会等（以下「会議等」という。）に出席した日ごとに別表のとおり支給するものとする。

3 前項の規定は、法人の職員である理事には適用しない。

(支給方法)

第 4 条 報酬は、会議等の当日に、出席した役員等に現金により支給するものとする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるほか、規程の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

付 則

1 この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

2 社会福祉法人とらいふ役員等の費用弁償に関する規程（平成 11 年 5 月 27 日規程第 8 号）は廃止する。

別表

役員等	会議等の内容	報酬額 (単位：日)
評議員	評議員会	5,000 円
理事	理事会、評議員会※ <sup>1</sup>	5,000 円
業務執行理事	理事会、評議員会	5,000 円
理事長	理事会、評議員会	5,000 円
監事	理事会、評議員会、監査※ <sup>2</sup>	5,000 円

※<sup>1</sup>：理事の評議員会への出席は、必要がある場合に限る。

※<sup>2</sup>：公認会計士である監事が行う決算に係る監査に限り、報酬額を 15,000 円とする。